



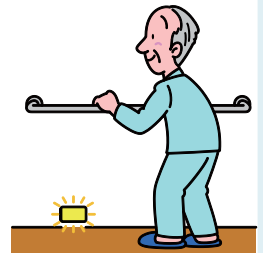
## ◆住宅改修及び福祉用具購入について

介護保険で対象となる住宅改修の種類と福祉用具の種類を紹介します。

《住宅改修費の対象となる住宅改修》

種 類	内 容 例
①手すりの取付け	廊下、トイレ、浴室、玄関などへの設置。
②段差の解消	居室、トイレ、便所、浴室、玄関などの段差を解消するためのスロープの設置や床のかさ上げ。
③すべりの防止・移動の円滑化のための床などの材料変更	居室の床材や浴室の床材を滑りにくいものにするなどの材料変更。
④引き戸などへの扉の取替え	開き戸を引き戸やアコーディオンカーテンなどへの扉の取替え（撤去も含まれます）。
⑤便器の取替え	和式便器の洋式便器への取替え（暖房機能等のみ付加は対象外です）。
⑥その他①～⑤の改修に伴う必要な工事	手すりの取り付けのための壁の下地補強、扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事など。

住宅改修は介護が必要な人が住みなれた家で自立した生活を送るために行うものです。工事に要した費用の9割が介護保険から支給され、残りの1割が自己負担となります。支給限度額は20万円（給付額18万円）ですが『設置したほうが楽だから』と安易に改修をすると、本当に必要なときに申請ができないといった可能性がありますので、ケアマネジャーや家族と慎重に検討して有効に活用しましょう。



《福祉用具購入費の対象となる福祉用具》

販売の対象となる福祉用具	
○腰掛便座（ポータブルトイレ等）	○入浴補助用具（入浴グリップ・シャワーベンチ等）
○特殊尿器	○簡易浴槽
○移動用リフトのつり具部分	

福祉用具は、使い回しのできない物（排せつや入浴に使われる用具）が販売対象となります。年度内で10万円を上限に9割が介護保険から支給され、残りの1割が自己負担となります。

## ◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）	4, 782人	平成24年12月末日 現在	
要介護（支援）認定者	912人		
給付実績	在宅介護サービス費	40, 868, 616円	平成24年11月の 給付実績
	施設介護サービス費	52, 381, 962円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	28, 504, 481円	
	介護サービス費 合計	121, 755, 059円	

今年は、三文字交差点で  
応援したよ！



県下一周駅伝大会の  
応援にいった？